

裾野市広告掲載基準

(趣旨)

第1条 この基準は、裾野市広告掲載要綱（平成23年告示第143号）の規定に基づく広告掲載を行う場合の基準について、必要な事項を定めるものとする。

(個別の基準)

第2条 この基準に定めるもののほか、広告媒体の種類に応じて、広告内容及びデザイン等に関する個別の基準が必要な場合には、別に基準を定めるものとする。

(広告できない業種又は事業者)

第3条 次の各号のいずれかに該当する業種又は事業者の広告は掲載しない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)で規定する風俗営業を行う業種又はこれに類する業種
- (2) 消費者金融業
- (3) たばこ、ギャンブルに関する業種
- (4) 法律に定めのない医療類似行為を行う業種
- (5) 民事再生法及び会社更生法による再生・更生手続き中の事業者
- (6) 各種法令等に違反している事業者
- (7) 合併前の事業者の代表者等が各種法令等に違反することとなった事業者
- (8) 行政機関から行政指導を受け、改善がなされていない事業者
- (9) 占い及び運勢判断に関する事業者
- (10) 納税義務のある国又は地方公共団体に対し滞納のある事業者
- (11) 前各号に掲げる業種又は事業者以外で、市長が広告掲載をすることがふさわしくないと認めるもの

(掲載内容の基準)

第4条 次の各号のいずれかに該当する広告は掲載しない。

- (1) 社会通念上適切でないもの
- (2) 消費者被害の未然防止及び拡大防止の観点からして適切でないもの
- (3) 青少年の保護及び健全育成の観点から適切でないもの
- (4) 各業界団体の自主基準に定める表示項目を適切に表示していないもの
- (5) 前各号に掲げるもの以外で、市長が広告掲載をすることがふさわしくないと認めるもの

2 前項に定めるもののほか、広告掲載に関する基準は、別途定める。

附 則

この基準は、平成23年11月14日から施行する。